

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：32501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2017

課題番号：26380768

研究課題名（和文）在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあてた介入実践モデルに関する研究

研究課題名（英文）Practical intervention models to prevent elder abuse: A focus on the relationships between abusers and the home-bound elderly

研究代表者

山口 光治（YAMAGUCHI, Koji）

淑徳大学・総合福祉学部・教授

研究者番号：90331579

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本報告書は養護者による高齢者への虐待が発生している事例を通し、家庭内暴力の理解に用いられる「権力」と「支配」の視点を糸口に、虐待者と被虐待者の関係性と養護者自身が虐待行為を選んでいるという視点に立ち、虐待をする理由の整理と支援のあり方に関し「高齢者虐待介入モデル検討委員会」で検討した成果を報告するものである。

本研究の成果は、第一に養護者が虐待をしてしまう理由によるタイプ分類を策定した点、第二にはタイプ別に応じた支援の視点と具体的支援方法を提示し、養護者に対する支援のあり方を示唆しようと試みた点である。第三に養護者に対するアセスメントの重要性と、何をアセスメントするかを提示した点である。

研究成果の概要（英文）：This report presents outcomes produced by the “Investigative Committee into Intervention Models against Elder Abuse,” which classified the causes of elder abuse and outlined support measures. Through case studies of abuse of elders by their caregivers, the report uses the concepts of “power” and “control,” which are commonly used to understand the occurrence of domestic violence, to understand how the relationship between abuser and abused, in addition to the abuser themselves, lead to abuse.

The outcomes mentioned above first categorize the causes of elder abuse according to type and second, suggest ways in which caregivers might be supported using specific support tools in accordance with specific causes of abuse. Third, they underline the importance of conducting caregiver assessments and suggest the types of items to consider under such assessments.

研究分野：社会福祉

キーワード：高齢者虐待 ソーシャルワーク 虐待防止 支援方法 養護者支援 タイプ分類 支援の視点

1. 研究開始当初の背景

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)が施行されて7年が経った。厚生労働省発表の調査結果(2012.12)をみると、養護者による虐待と思われる相談・通報件数は25,636件あり、そのうち、事実確認調査の結果、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)は、16,599件となっている。高齢者虐待の対応状況では、虐待判断事例のうち35.4%が被虐待高齢者を保護するために虐待者との分離を行い、その中では、介護保険サービスの利用が38.2%で最も多く、医療機関への一時入院が20.2%であった。分離していない事例では、養護者に対する助言・指導が49.0%、ケアプランの見直しが26.9%であった。助言・指導の詳細は不明だが、主として社会資源を活用する支援方法が中心であり、被虐待高齢者と虐待者の関係性に着目し、両者を一体的に対応していくことは十分に進められていない。

また、虐待者と被虐待高齢者の関係性を理解したうえで、被虐待高齢者の心の傷を回復していく支援は、そのガイドラインもなく普遍化された取り組みが行われていない。したがって、高齢者虐待事例を、虐待者と被虐待高齢者の関係性にしっかりと目を向け、権力や支配の状況などを浮き彫りにし、被虐待高齢者の支援と、そのための虐待者への対応を一体的に進めていく必要がある。

2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、養護者による高齢者虐待が発生している家庭内の、虐待者と被虐待者との関係性を、家庭内暴力を理解する際に用いられている「権力」と「支配」の視点からとらえ直し、虐待が発生する構造と要因、その影響をタイプ別に分類・整理することを第1の目的としている。

(2)その分析から、虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあて、双方に対し一体的な支援方法(ソーシャルワーク実践)を構築することを第2の目的としている。

(3)(1)の成果をもとに、その兆候を未然に把握していくことで、虐待発生の予防(未然防止)に資する支援方法の構築を目指すことを第3の目的とする。

それらを通して、研究成果を高齢者虐待防止実践の場にフィードバックさせていこうとするものである。

なお、本研究で使用している「養護者」は、高齢者虐待防止法第2条第2項にいう「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。)以外のもの」であり、かつ、養介護施設従事者等に該当しない高齢者を現に養護する事業者・居所管理者等は含まないものとする。

3. 研究の方法

(1)実践・現場からの研究

本研究は、「実践・現場からの研究」と位置づけ、高齢者虐待防止実践の臨床と協働研究を進めるために「高齢者虐待介入モデル検討委員会」を組織した。また、各種文献レビューとDV防止に取り組む組織・機関、専門家へのインタビュー調査を実施した。

(2)高齢者虐待事例の収集と解釈の実施

高齢者虐待事例を収集するにあたり、家庭内暴力を理解する際に用いられている「権力」と「支配」の視点から、虐待が発生する構造と要因、その影響をタイプ別に分類・整理するための仮の枠組みを策定し、首都圏の3地区の協力により高齢者虐待事例収集のための訪問インタビュー調査を実施した。そして、事例の収集、解釈を実施し、養護者が虐待をしてしまう理由を分析した。

(3)タイプ別分類と支援方法の策定

収集した事例を被虐待高齢者と養護者の関係性に焦点をあて、構造と要因、その影響をタイプ別に分類・整理を行った。最終的に5つに分類し、それに対する支援方法の素案を策定し、検討委員会にて議論、支援実践モデル(案)を策定した。

(4)支援実践モデル(案)の検証

首都圏3地区の高齢者虐待防止実践に取り組む専門職に対して支援実践モデル(案)を説明し、虐待対応における活用可能性について意見交換し、課題を把握した。そして、課題整理と改訂作業を実施し、実践現場の意見を基に、支援方法等を修正し、最終版を策定した。

(5)倫理的配慮

本研究事業を遂行するうえでは、淑徳大学研究倫理審査委員会への承認を得て実施した。また、『一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針』に則って行動し、倫理的問題等が生じないように努めることを前提として、以下の事項についても遵守して実施した。

市区町村への協力要請にあたっては、書面で調査の目的とデータの使用目的などを十分に説明し、そのうえで協力の同意を得て実施し、調査対象者から得たデータの管理については十分な秘密保持の配慮と厳重な管理を行った。報告書に調査結果を掲載する場合には、調査協力者の同意のうえで個人が特定されないよう加工を行うなどプライバシーに配慮した。

4. 研究成果

本研究の成果は、第一に、養護者が虐待をしてしまう理由によるタイプ分類を策定した点であり、第二にはタイプ別に応じた支援の視点と具体的支援方法を提示し、養護者に対する支援のあり方を示唆しようと試みた点である。そして、第三に、これらを進める上で、養護者に対するアセスメントが重要であることを示し、どのような事項をアセスメントする必要があるのかについて提示した

点である。以上の取り組みを通して、高齢者虐待の養護者への支援に寄与することを目指した。

(1) 養護者が虐待をしてしまう理由によるタイプ分類の策定

首都圏の3自治体と地域包括支援センターの協力を得て、地域において高齢者虐待として判断された事例を収集し、その事例について、特に虐待者に関する情報を意識的に集め、行政職員や地域包括支援センターの社会福祉士、臨床心理士によるフォーカスグループを開催した。そして、養護者が虐待をする理由について整理し、養護者と高齢者の関係性に焦点を当ててタイプ化を試みた。

虐待をしてしまう養護者のタイプを整理し、検討するにあたり、虐待の形態(身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、世話の放棄・放任)には限定していない。なぜならば、どの虐待形態も、どの養護者のタイプにも含まれることが考えられるからである。

養護者が虐待をする理由のタイプは、必ずしもすべての事例がきれいにそれぞれのタイプに収まるものではなく、どのタイプの側面が最も強いのか、大きいかを整理し、支援方法を検討する際に使用できるツールを作成することを目指した。また、一つの虐待事例でも、複数のタイプが混在して起きている場合がある。その場合は、該当する各タイプの特徴と支援方法を参考に、対応していくことが必要となる。

【虐待をしている養護者のタイプ】

権力と支配型：権力と支配型とは、養護者が高齢者の行動を支配するために、意図的であるかどうかに係らずに暴力や虐待行為を日常的に用いている虐待をいう。

ストレス衝動型：ストレス衝動型とは、高齢者と養護者の置かれたその時の状況によって、誰にでも衝動的、突発的に起こり得る虐待をいう。

メンタル特性型：メンタル特性型とは、養護者自身に知的、発達、精神などの特性があることによって引き起こされる虐待をいう。

現状否認型：現状否認型とは、高齢者が老いていくことや認知症などによって変わっていく現実を養護者が受け入れられない、あるいは受け入れよう、理解しようと思わずに現状を否認することによって起こる虐待をいう。

承認欲求型：承認欲求型とは、高齢者よりも養護者自身が他者から認められ、褒められたいために介護や世話をするなかで起きる虐待をいう。

(2) タイプ別の支援の視点と支援方法

5タイプに区分し、タイプに合わせてどう支援していくか、タイプ別に支援する視点と具体的方法を検討し整理した。「支援の視点と方法」については、各タイプの特徴から留

意すべき「支援の視点」や各対応への具体的な対応方法(「養護者への対応」と「高齢者への対応」)に特化して記載した。そのため、どのタイプであっても共通となる支援方法、例えば成年後見制度の利用や生活保護、諸年金の受給等による経済的支援などについては、各事例に即して用いるものであり、ここでは除くこととした。詳細な内容は冊子報告書に譲り、支援の視点を中心に述べておく。

権力と支配型は、養護者と高齢者がお互いに依存関係の中に置かれていることを認識し、支援にあたっては次のような共通のメッセージ(支援者の姿勢や視点)を持って双方に関わっていく必要がある。

このタイプの養護者への対応にあたっては、暴力や虐待行為はいかなる理由であっても許されないこと、それらの行為は振るわれる側(被虐待者)ではなく振るう側(虐待者)の問題、責任であるという一貫した姿勢や視点を堅持して対応にあたる。暴力で操ろうとする方法は、養護者の人生のなかで身に付けてきた即効性のある問題解決方法であり、他に方法がありながらもそれを選んでいくという点で、暴力を振るう側の責任が問われることを支援者として認識しておかねばならない。また、養護者がかつて親より暴力を振るわれていたことにより、暴力を肯定的にとらえ、高齢となった親に対して暴力を振るっている養護者もいる。養護者自身が傷ついている存在であるということ意識して、関わる視点も必要となる。

ストレス衝動型の養護者への対応にあたっては、まずは養護者の思いを受け止め、ねぎらいながら気持ちを誠実に聴くことから支援が始まる。ここで言う「聴くこと」は、単に面接スキルのことを指すのではなく、支援者の姿勢や態度を意味し、相手と自分に誠実であることが求められる。支援者は、まず、養護者の気持ちを受け止めようと努力し、すぐに社会資源をあてがうのではなく、「あなたの言葉を確かに受けとめました」という応答をしていくことが重要である。そのうえで、具体的なサービス等の活用を検討していく。

メンタル特性型の養護者への対応にあたっては、養護者がどのようなメンタル特性を持っているのかについて、日頃の情報を収集しながら分析し、その特性を理解したうえで、特性に合わせた接し方とっていくことが必要となる。メンタル特性による認知(考え方)を変えることは困難であり、その結果、支援を拒否しやすい等の傾向もあるため、支援者側がその特性に合わせた対応方法を検討していく必要がある。

現状否認型の養護者への対応にあたっては、養護者が高齢者の現実や現状をどのように理解しているのか、それが支援者から見て現実的にギャップを生じるものかどうかを把握する必要がある。そして、養護者は高齢者にどうあってほしいと考え、どこまで出来るはずだと思いついておられるのか、その養護者

の持つ考え方（信念）を把握するところから支援が始まる。そのうえで、なぜ養護者はそのように考えているのかという原因を探していく。例えば、リハビリテーションを行えばもっと良くなるという思い込みは、どこから来ているのか。単に強い願望なのか、衰えていく現状を受け入れたくない気持ちが強いのか、理解力に問題があるのか。その思考の原因によって対応する方法が変わる。

また、養護者自身の介護方法を正当化し、介護サービス従事者に対して介護の要求がエスカレートし、苦情となって寄せられることもある。その結果、介護サービス従事者や介護サービス事業者に対する不信感が生じることもあり、養護者の考えを受け止めたうえで、その養護者の思考の原因に合わせた対応を意識していく。

承認欲求型の養護者への対応にあたっては、自分の介護や世話をすることが養護者自身の存在を認められることにつながるということを支援者が理解しておく必要がある。特に「介護に熱心な家族」と映ることが多く、高齢者の存在よりも「頑張っている家族」に目が向いてしまい、高齢者の置かれている現状が見落とされがちになる危険がある。支援者は、養護者がどのような思いで介護や世話にあたっているのかを受け止めながら、一方で高齢者の意向を尊重し、客観的事実に目を向けていく。

（3）養護者へのアセスメントの必要性

本研究を進め、事例報告を通して、なぜ養護者が虐待をしてしまったのかについて検討を行うなかで、次の課題が明らかになった。

虐待をしている養護者に関する情報の不足。高齢者虐待へ対応している部署からの事例提供であったが、検討を進める中で、虐待者と被虐待高齢者の関係性を見つめ、虐待をしている養護者を理解するうえで必要な情報（関係史、生活史、文化的背景、考え方・信念など）が不足していることが明らかになった。単に被虐待高齢者の被害状況だけでなく、虐待をしている養護者に関する情報、家庭や家族の全体状況などを把握することが養護者対応のポイントとなる。詳しい虐待者に関する情報を得なければ虐待に至る要因を検討することが難しい。

被虐待高齢者の支援と虐待者への対応を行うために、相互の関係性や虐待者の特性を把握していく必要性が実践現場で十分に認識されていない。被虐待高齢者を守るために虐待者にも関わる必要がある。それは、「なぜ虐待が起きたのか」という問い、つまり虐待者が虐待行為を行う意味に目を向ける必要性が、十分に実践現場において認識されていない現状が明らかになったといえる。養護者はなぜ虐待をしてしまうのかを検討する以前に、虐待対応の現場における虐待者情報の不足とそれを得る必要性の認識の低さが課題として明らかになった。

そこで、養護者のアセスメントのために、養護者自身とその養護者が置かれている環境とを複眼的に見ていくが必要になる。

そのアセスメントのポイントを挙げてみると次のような留意点が指摘できる。

表面化した行為ではなく、水面下の要因（＝本人の特性と環境の影響）に着目する。虐待者になる前に、被害者だったかもしれない。

虐待をしてしまう人の背景には、家族間の問題があるかもしれない。現在とこれまでの「問題」、そして、その「解決方法」の両方を把握することが必要である。その家族がとってきた解決方法を変えることで、長年問題であったことが解消していく場合もある。「問題」が問題ではなく、「解決方法」が問題（それ以外の方法を知らなかった等含む）だったということもある。

現在の支配状態は、過去の支配への反発という場合もあるかもしれない。

虐待者の権力（パワー）と支配（コントロール）によって、被虐待高齢者を従わせようとする場合もある。どのような力により、何を支配しようとしているのだろうか。その対極には、「対等と尊重」があり、そのような関係性を構築することは可能か。

「こうでなければだめだ」という意識が強くある場合もある。

以上のような点を把握するために、「養護者に焦点をあてた情報収集シート」（冊子報告書参照）を作成した。

以下、紙面の都合で項目のみ挙げておく。

【現在（今）の理解：空間軸】

今、発生している状況

何がきっかけで、誰が、誰に対し、どんな事を。主訴は何か。

被虐待高齢者はどんな状況か。

被虐待高齢者自身の特性：認知の問題、疾病、障害、性格など。養護者のことをどう捉え、どう感じ、自分と相手との関係をどんなふうに思っているのか。高齢者は安全に生き延びられるために、どんな方法を選んでいるか、選ばざるを得ないか。考え方や行動等の特徴など。

虐待者はどんな状況か。

性格、体験上の問題：自分がやらされてきたこと、どんな思いで育ってきたかなど。疾病、障害。高齢者のことをどう捉え、どう感じ、自分と相手との関係をどんなふうに思っているのか。考え方、価値観。

虐待者の言い分

「こうあるべき」思い込みなど。どうしてそういう考え方をするのか。

育ってきた家庭環境、時代、文化的背景

家族はどんな状況か？

家族背景：現在の家族構成、3世代にわたった家族構成、家族の疾病・障害の有無、性格。それぞれが、何を考え、何を悩み、どうして悩み、どんな性格で、今どんな環境に居るのか。

被虐待高齢者と虐待者の間の問題
介護の現実。介護以外の現実的な問題：経済問題、家族の健康など。背景要因、相互の関係性の問題など。

【過去の理解：時間軸】

養護者の生育歴は？

生育歴上の問題と思われる事柄、そのことに対する虐待者の気持ちなど。

どんな環境で育ち、それは今の本人にどう影響し、それらの事と今日の前にある現実とはどこでどう関係しているか。

家族がいつどの様に構成され、発展し、変化しているのか、構成員間の関係はどうか、その関係をそれぞれがどう見ているか。

【なぜ虐待が起きたのか】

虐待者本人の内的要因、虐待者の周りの外的要因：被虐待高齢者・経済状況・家族関係など。

(4) 本研究の限界と今後の課題

本研究に取り組むにあたり、関係機関のご協力により、多くの高齢者虐待事例を素材に検討を進めることができた。しかし、得られた事例情報は、基本的には行政職員や地域包括支援センター職員が高齢者や養護者と出会い、その場の状況や当事者の語りから得た情報に加え、担当者の推測や判断、見立てという主観に影響された情報も含まれている。また、事例情報が十分に得られ難い場合もあり、被虐待高齢者や養護者といった当事者ではなく、親族やサービス提供者など、当事者の周辺にいる人々から情報を得た事例もあった。したがって、虐待をしている養護者が何を考え行動したか、真の原因は何かなどについては、支援者のフィルターを通して、得ることができる限られた情報に基づく判断であり、それをもとに検討せざるを得なかったことが、本研究の限界といえる。ただ、この点については、高齢者虐待対応の実践現場においても同様の情報に基づいて対応している現状があり、本研究に限った課題とは言えないのかもしれない。

また、本研究の成果である虐待をしている養護者のタイプ分類と支援方法については、タイプ分類の妥当性に関して2自治体の行政と地域包括支援センターの職員による高齢者虐待事例において検討や高齢者虐待防止研修会において意見を聴取する機会を持って、それを反映することができた。しかし、タイプ別の支援方法の妥当性に関しては、今後も多くの実践現場からの意見を取り入れ改良を図っていく必要がある

さらに、本研究の成果を高齢者虐待の発予防に資する活用方法については、具体的な提示が十分にできなかったことも課題として挙げておく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

山口光治「在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあてた介入実践モデルに関する研究」淑徳大学研究紀要(総合福祉学部・コミュニティ政策学部) 査読無、52、2018、pp97-119.

山口光治「高齢者の虐待防止に向けての取り組み～教育の立場から～」介護福祉、査読無、107、2017、pp59-69.

山口光治「高齢者虐待事例におけるアセスメント-なぜ高齢者虐待が起こるのか-」淑徳大学研究紀要(総合福祉学部・コミュニティ政策学部) 査読無、50、2016、pp31-45.

〔学会発表〕(計 3件)

山口光治・坂田伸子・石垣裕美・鈴木身佳・村松康子・金杉宏敬・鈴木文尚・高橋智子・高橋美和・野口栄一・宮間恵美子・山城実央・田熊喜代巳「在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあてた介入実践モデルに関する研究(その3)」第14回日本高齢者虐待防止学会 松戸大会、2017年7月15日 森のホール21、日本高齢者虐待防止学会

山口光治・坂田伸子・石垣裕美・村松康子・鈴木文尚・高橋智子・高橋美和・野口栄一・宮間恵美子・山城実央・田熊喜代巳「在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあてた介入実践モデルに関する研究(その2)」第13回日本高齢者虐待防止学会横浜大会、2016年7月16日 横浜市立大学金沢八景キャンパス、日本高齢者虐待防止学会

山口光治・坂田伸子・石垣裕美・金杉宏敬・鈴木文尚・高橋智子・高橋美和・野口栄一・宮間恵美子・山城実央「在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあてた介入実践モデルに関する研究(その1)」第12回日本高齢者虐待防止学会京都大会、2015年7月14日 京都ノートルダム女子大学、日本高齢者虐待防止学会

〔図書〕(計 1件)

山口光治『在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあてた介入実践モデルに関する研究(課題番号26380768) 平成26年度～29年度 科学研究費助成事業科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書』2017,82.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山口 光治(YAMAGUCHI, Koji)

淑徳大学・総合福祉学部・教授

研究者番号：90331579

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者

坂田 伸子 (SAKATA, Nobuko)
東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究
員
研究者番号：60408961

(4)研究協力者

高橋 智子 (TAKAHASHI, Tomoko)
公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養
成部 社会福祉士
宮間 恵美子 (MIYAMA, Emiko)
一般社団法人千葉県社会福祉士会 副会長
田熊 喜代巳 (TAKUMA, Kiyomi)
臨床心理士
高橋 美和 (TAKAHASHI, Miwa)
社会福祉士
金杉 宏敬 (KASASUGI, Hirotaka)
社会福祉士 (平成 26 年度)
村松 康子 (MURAMATU, Yasuko)
社会福祉士 (平成 27 年度)
鈴木 身佳 (SUZUKI, Mika)
社会福祉士 (平成 28 年度)
石垣 裕美 (ISHIGAKI, Hiromi)
介護福祉士・介護支援専門員
山城 実央 (YAMASHIRO, Mio)
社会福祉士
野口 栄一 (NOGUUCHI, Eiichi)
社会福祉士
鈴木 文尚 (SUZUKI, Fumitaka)
社会福祉士
尾崎 礼子 (OZAKI, Reiko)
米国オハイオ州ソーシャルワーカー